

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

◆事業報告

- ・ 会社の支配に関する基本方針

◆連結計算書類

- ・ 連結注記表

◆計算書類

- ・ 個別注記表

丸文株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.marubun.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(事業報告)

会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、弘化元年（1844年）に呉服問屋として創業し、1947年7月に、会社組織を再編して丸文株式会社として新たなスタートを切りました。そして創業以来続く「常に時代の一步先を見据え、次のニーズに応える」という「先見」と「先取」の精神の下、当社グループは環境や社会の変化に合わせて最良の商品・情報・サービスを提供することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。その企業価値の源泉は、①長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの信頼関係、②高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ、③単に商品を販売するだけではなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューション提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービス、④豊富な品揃えと、米国の大手エレクトロニクス商社であるアロー・エレクトロニクス社と合併で展開している世界規模の販売・物流ネットワーク、⑤活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材、にあると考えております。

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営の実践により、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益の向上に努めてまいります。

ロ. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、M&Aの進展や新興国での急速な技術発展により半導体メーカーの勢力図が大きく変化しています。また、これまで強力な牽引役であったスマートフォン市場に減速が見られる一方で、5G通信技術やAI、ロボティクスなどの社会生活を変革する新しいテクノロジーの導入が拡大しつつあります。

このような状況のなか、当社グループは、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画では、「新たな価値を創造するビジネスモデルの構築」、「成長市場に向けた事業開発の促進」、「持続可能な社会に貢献する取り組みの強化」を基本方針として掲げ、収益性と効率性の向上を目指しております。

ハ．コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取り組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めております。このような方針の下、コーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みと方針について定め、その実践を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、運用しております。また、当社は「監査等委員会設置会社」の形態を選択し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置くことにより、経営の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の相当な部分を取締役に権限委任することで、効率性と機動性の向上を図っております。

今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付がなされた場合の対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、これについて、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。株主の皆様にご承認いただいた本プランは、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画の下でも、引き続き、当社の基本方針の実現に資する取組みとなりますが、その内容は次のとおりであります。

イ．本プランの目的

本プランは、上記①の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって

大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

ロ．本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限ります。以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に当該大量買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を担う経営陣から独立し、社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会に

において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②）について

上記②「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③）についての判断

本プランは大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保すること及び株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合していること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

(連結計算書類)

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	15社
連結子会社の名称	丸文通商株式会社 丸文ウエスト株式会社 株式会社フォーサイトテクノ Marubun USA Corporation Marubun Taiwan, Inc. Marubun Semicon (H.K.) Ltd. Marubun/Arrow Asia, Ltd. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. Marubun/Arrow (HK) Ltd. Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd. Marubun/Arrow (Phils) Inc. Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Arrow (M) SDN BHD. Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd. PT. Marubun Arrow Indonesia

前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました丸文セミコン株式会社は、2020年1月10日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了日までの損益は、連結損益計算書に含まれております。

前連結会計年度において連結の範囲に含めておりました株式会社北信理化は、2019年4月1日付で当社の連結子会社である丸文通商株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
会社名	Marubun/Arrow USA, LLC.

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社11社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、国内連結子会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。

ホ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

IFRS第16号「リース」の適用

当社グループの一部の在外連結子会社は、当連結会計年度の期首からIFRS第16号「リース」を適用しております。これに伴い、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて資産及び負債を認識しております。

なお、当該基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	636百万円
土地	593百万円
投資有価証券	166百万円
計	1,396百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	146百万円
短期借入金・長期借入金	28,207百万円
計	28,353百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	4,130百万円
投資その他の資産－その他	12百万円

(3) 保証債務

従業員に対する保証債務	5百万円
-------------	------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	28,051千株
------	----------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	522	20	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	261	10	2019年9月30日	2019年12月3日
計		784			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ.	配当金の総額	522百万円
ロ.	1株当たり配当額	20円
ハ.	基準日	2020年3月31日
ニ.	効力発生日	2020年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引や借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的又は随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,790	20,790	－
(2) 受取手形及び売掛金	50,062	50,062	－
(3) 電子記録債権	5,314	5,314	－
(4) 投資有価証券	1,608	1,608	－
資産計	77,775	77,775	－
(1) 支払手形及び買掛金	25,410	25,410	－
(2) 短期借入金	47,344	47,344	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,050	1,050	0
(4) 長期借入金	5,125	5,123	△1
負債計	78,929	78,928	△0
デリバティブ取引(*)	△6	△23	△16

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は主に取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらは取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	1,494

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 1,617円98銭

(2) 1 株当たり当期純損失 △2円89銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他追加情報の注記

重要な契約の解除

当社は、2019年7月16日付でTexas Instruments Incorporated（以下「TI社」という。）との間で締結しておりました販売特約店契約を2020年9月30日をもって終了することを合意いたしました。

1. 契約終了に至った経緯

当社は、TI社の販売特約店として同社製の各種半導体を販売してまいりましたが、今般、同社より販売特約店契約を終了したい旨の申し入れがあり、協議の結果、2020年9月30日をもって契約を終了することになりました。

2. 取引先の概要

(1) 名称	Texas Instruments Incorporated	
(2) 所在地	米国テキサス州	
(3) 事業内容	アナログIC及び組み込みプロセッシング製品の設計、製造、販売	
(4) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	同社製品の仕入及び販売
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

3. 取引の内容

取引の種類	TI社製品の売上高 (2020年3月期)	当社の連結売上高に占める割合 (2020年3月期)
半導体製品の仕入及び販売	39,251百万円	13.7%

4. 今後の見通し

本件による連結計算書類に与える影響につきましては、現在精査中であります。

(計算書類)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|-------------------------|--|
| ① ヘッジ会計の処理 | 時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。 |
| ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ③ 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ④ のれんの償却に関する事項 | のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。 |
| ⑤ 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

① 担保に供している資産	
建物	636百万円
土地	593百万円
投資有価証券	114百万円
計	1,343百万円
② 担保に係る債務	
短期借入金・長期借入金	28,207百万円
(2) 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産	2,894百万円
投資その他の資産－その他	12百万円
(3) 保証債務	
銀行借入等に対する債務保証	
丸文通商株式会社	1,785百万円
丸文ウエスト株式会社	431百万円
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	6百万円
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	12百万円
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	652百万円
従業員	5百万円
計	2,894百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,129百万円
短期金銭債務	509百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	14,141百万円
仕入高	2,769百万円
販売費及び一般管理費	172百万円
営業取引以外の取引高	1,232百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,916千株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

投資有価証券評価損	350
在庫評価損	255
退職給付引当金	183
賞与引当金	128
繰越欠損金	126
貸倒引当金	121
その他	180

繰延税金資産小計	1,345
----------	-------

評価性引当金	△560
--------	------

繰延税金資産合計	785
----------	-----

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	82
その他	19

繰延税金負債合計	101
----------	-----

繰延税金資産の純額	683
-----------	-----

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	丸 文 通 商 株 式 会 社	100	医用機器、 分析・計測 機器等電子 機器の販売	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)	1,785	-	-
						保証料の 受 入 (注)	3	そ の 他 (流動資産)	1

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 債務保証については、営業債務に対して行っているものであり、保証料については一般的取引条件の水
準を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,129円49銭

(2) 1株当たり当期純利益 19円42銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。